

令和4年6月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年6月6日(月) 午後1時30分から午後2時16分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
 - 第5号議案 農用地の買入協議について(要請)
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和4年6月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。麦刈りも大体9割以上は済んでいるんじゃないかと思えます。 御存じのように、ウクライナの戦争の影響でいろんなものが値上がりをしております。そんな中、塩化カリウムとか塩酸系の肥料の原料となる資材はロシアとベラルーシから輸入をしておったわけでございますけれども、それが今度はモロッコから持ってこにゃいかんので、運送料が倍以上になったということで、肥料、農薬もまた値上がりをしてないかが懸念されるわけでございます。そんな中で、やはり農業資材が高騰すると農家の経営を圧迫するので、そういうことも懸念されるところでございます。 今日は案件がたくさんございますけれども、スムーズに会議が進行しますように皆様方の御協力をお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 本日の出席委員は14名で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和4年6月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。 7番池田委員、8番深河委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は、主要地方道佐賀外環状線北の三日月町岡本地区にある農地で、申請理由は社会福祉事業です。 議案資料の6ページを御覧ください。 農地の所有権等を農地法の規定により取得する場合には、保有している農地を含めて全ての農地を効率的に耕作する全部効率利用要件、法人の場合は農地所有適格法人要件、農作業常時従事要件、耕作する農地の面積が50アール以上である下限面積要件、地域の農地の集団化や農作業の効率化等に支障が生じないことの地域との調和要件の5要件を満たす必要があります。 今回申請されております譲受人は、農地法施行規則に書いていますように、社会福祉事業を行うことを目的として設立された、次の農地法施行規則にもありますが、営利を目的としない法人であるため、地域との調和要件を除く要件を満たして
事務局	

いなくとも例外的に許可できることとなっております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

事務局

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は2ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は4件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は7ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、国道34号北の三日月町堀江地区を通る市道島溝芦田線東にある農地で、転用目的は中古車販売店舗でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

なお、必要があれば北隣の譲受人宅を利用するように計画をされております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については7番池田委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

7 番

農地法第5条申請事前調査事項につきまして報告申し上げます。

1、譲渡人、2、譲受人、3、申請農地、4、転用目的につきましては、先ほどの事務局からのアナウンスのとおりでございます。

5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断いたしました。

ロ、計画面積の検討について、土地計画図により適当であると判断いたしました。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると判断いたしました。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、雨水は隣接水路へ放流し、周辺農地への影響は少なく適当であると判断いたしました。生活排水につきましては、給水計画がありませんので、影響はないということでございます。

令和4年6月6日、小城市農業委員会農業委員、池田政孝。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>資料は13ページからとなります。</p> <p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は、国道203号南の小城町畑田地区を通る市道黒原西小路線北にある農地で、転用目的は建売分譲住宅16棟でございます。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し集水後に東側水路及び南側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路及び南側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 4 番	<p>この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p> <p>農地法第5条申請事前調査事項。</p> <p>1から4におきましては、事務局から言われたとおりでございます。</p> <p>5番の調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。</p> <p>ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。</p> <p>ハ、実現確実性の判定について、地元に事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実である。</p> <p>ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留工事を施工される。雨水は集水後に東側水路及び南側道路側溝へ排水し、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路及び南側道路側溝へ排水される。</p> <p>ホ、その他の特記事項について、令和4年5月14日に説明を受け、確認しています。</p> <p>令和4年6月6日、農業委員会農業委員、古賀義博。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p>

資料は23ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は、県道江北芦刈線南の芦刈町東戸崎地区を通る市道戸崎北線南にある農地で、転用目的は宅地分譲15区画でございます。

なお、農地法施行規則第57条第1項第5号の規定により、第2種農地及び第3種農地に限り、農業協同組合が工場、住宅その他の施設の用に供される土地のみを造成することは例外的に認められております。

被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し集水後に南側河川へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。宅地造成のみの転用申請であるため、し尿処理及び生活雑排水の排水計画図の記載はありませんが、合併浄化槽で処理後に南側河川へ排水するように計画されております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）からおおむね500メートル以内にある第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地は小城市役所芦刈出張所から約380メートルに位置しております。

以上でございます。

議 長

この案件については5番西村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

5 番

譲渡人、譲受人、申請農地は事務局から説明されたとおりでございます。

転用目的は宅地分譲でございます。

調査事項といたしまして、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に側溝を経由して南側河川へ排水される。

なお、宅地造成のみの申請であるため、し尿及び生活雑排水の排水計画図はありませんが、合併浄化槽で処理後に南側河川へ排水するように計画されている。

ホ、その他の特記事項について、令和4年5月13日に説明を受け、確認をしております。

令和4年6月6日、農業委員会農業委員、西村でございます。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。

申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号4について説明をいたします。

資料は34ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所は、国道34号北の三日月町四条地区を通る市道四条三ヶ島線東にある農地で、転用目的は診療所でございます。

被害防除対策ですが、雨水は西側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続されるため、周辺農地への影響はないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、堀江字四条〇〇番〇の田965平米が特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地です。同じく堀江字四条二十九〇〇番の畑363平米が、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については7番池田委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

7 番

農地法第5条申請事前調査事項につきまして報告申し上げます。

1番、譲渡人、2番、譲受人、3番、申請農地、4番、転用目的につきまして、先ほどの事務局からのアナウンスのとおりでございます。

5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断いたしました。

ロ、計画面積の検討について、造成計画、平面図などにより適当であると判断いたしました。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると判断いたしました。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、診療所の排水は公共下水道に接続する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断いたしました。

令和4年6月6日、小城市農業委員会農業委員、池田政孝。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号47まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は3ページから13ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が51筆、利用権の再設定が72筆、合計で123筆、総面積は27万7,116平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲

げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていることと判断しております。

議長

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号47までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

事務局

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は14ページを御覧ください。

農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。

本日の所有権移転の審議件数は5件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

議長

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は15ページを御覧ください。

申請番号3について説明をいたします。

(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議 長	申請番号3につきましては、あっせん委員の5番西村委員に結果報告をお願いします。
5 番	<p>あっせん経過報告を申し上げます。</p> <p>4月5日、4月の農業委員会にてあっせん委員に指名される。</p> <p>4月6日、所有者と会い、条件等を確認する。その後、現在この圃場の小作をされている耕作者と会いまして、あっせん申請が出ていることを説明し、購入の意思があるかどうか返事を待つ。</p> <p>4月7日9時、現在の耕作者である上記〇〇様からの返事は、一律反当〇〇万円なら購入するというものでございました。</p> <p>4月7日、同日ですけど、11時、早速、売主である〇〇様に打診する。その条件で承諾されたので、その旨を買主に伝え、売買が成立しました。</p> <p>当圃場は頻繁に水害の起きる場所であるため、単価も低かった。</p> <p>売買についての今後の日程等の詳細は事務局より連絡がある旨を伝える。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号4について説明をいたします。</p> <p>申請番号4、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	以上でございます。
議 長	申請番号4につきましては、あっせん委員の5番西村委員に結果報告をお願いします。
5 番	<p>発表いたします。</p> <p>4月5日、4月の農業委員会にてあっせん委員に指名される。</p> <p>4月6日13時、所有者と会いまして、条件等を確認する。その後、売主の近所の認定農家さん、〇〇さんに電話で購入の意思を問い、返事を待つ。</p> <p>4月7日18時、上記〇〇さんより連絡があったが、断られました。そして、〇〇さんが知人にも打診してくれましたが、その方も断ったということでございました。</p> <p>4月8日13時、当圃場の隣地のレンコン農家である〇〇様宅へ訪問し、購入の意思を問う。一律反当〇〇万円ならと提示したら、買うということでございました。早速、売主に電話したら、それで承諾をいただきました。そこであっせんは成立いたしました。</p> <p>4月8日18時、現在、麦を作付しているのので、それを収穫した時点で売り渡すことになった。買手である〇〇様にも連絡し、了解を得ております。</p> <p>売買についての今後の日程等の詳細は事務局より連絡がある旨を双方に伝えました。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p>

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号5について説明をいたします。

申請番号5、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議長

申請番号5につきましては、あっせん委員の11番野口委員に結果報告をお願いします。

11番

あっせん経過報告。

4月5日、4月の農業委員会であっせん委員に指名されました。

4月6日9時に、所有者は施設に入所されているため、代理である娘さんに電話で連絡し、売却の意思を確認し、条件等を確認いたしました。その後、かねてから親しくされている〇〇様に会い、あっせん申請が出ていることを説明し、購入の意思を尋ね、返事を待つことにいたしました。

4月7日、昨日会った〇〇様より連絡があり、反当〇〇万円なら購入してもいいという返事をもらいました。その旨を地主の代理の娘さんに連絡を取り説明したら、その相手、金額ともに承諾を得られたので、売買は成立いたしました。

再度、購入された〇〇様に連絡し、了解をされたということをお伝えしました。ただし、当農場は長年耕作されていなかったため、整地する必要性がありました。その費用は地主さんが負担することで双方承諾してもらいました。

これであっせん報告を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は16ページを御覧ください。

農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。

本日の売渡希望の審議件数は3件でございます。

資料は40ページからとなります。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決します。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての貸付希望についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は16ページを御覧ください。</p> <p>農用地売渡等の希望申出の貸付希望について説明をいたします。</p> <p>本日の貸付希望の審議件数は1件でございます。</p> <p>資料は52ページからとなります。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第5号議案 農用地の買入協議について(要請)を議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は17ページを御覧ください。</p> <p>買入協議の要請は2件でございます。</p>

資料は58ページからとなります。

申請番号1について説明いたします。

(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、あっせん担当を読み上げる。)

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転あっせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、認定農業者等の担い手に集積すべき農用地であると判断したことから、農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるため、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、小城市長に対し申出者へ買入れ協議に係る通知をするよう要請するものでございます。

なお、買入れ協議が成立すれば、申出者は1,500万円までの譲渡所得税の特別控除を受けられるようになります。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり小城市長に要請することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、あっせん担当を読み上げる。)

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転あっせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、認定農業者等の担い手に集積すべき農用地であると判断したことから、農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるため、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、小城市長に対し申出者へ買入れ協議に係る通知をするよう要請するものでございます。

なお、買入れ協議が成立すれば、申出者は1,500万円までの譲渡所得税の特別控除を受けられるようになります。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり小城市長に要請することに決定しました。

ほかに皆さんから何かございませんでしょうか。

(なし)

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。

次回の日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を6月27日月曜日、午後1時30分から西館2階の2-6会議室にお集まりをいただきたいと思います。

7月定例農業委員会の日時、場所ですが、7月5日火曜日、午後1時30分から、ここ西館大会議室で行います。

議 長

事務局

議 長

事務局

議 長

以上でございます。
以上をもちまして6月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員